



埼玉県報

第 3073 号
平成 31 年(2019 年)
1 月 22 日
火曜日

目次

告示

- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

正誤

- 埼玉県告示第 758 号中訂正（社会福祉課）

告 示

埼玉県告示第四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県秩父郡皆野町大字大渕字オリヨウガイド四四一の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第四十九号

松伏町から越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東、字高井及び字西の各一部、泉一丁目の一部、
鴨川一丁目の一部

四 事務所所在地

埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九」から「埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成三十一年一月二十二日

告 示

埼玉県告示第五十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成三十一年一月十日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

林 信治

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二四五号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県告示第五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県さいたま市桜区神田八十五番地一（五百十三）

小林 純子

二 指定年月日

平成三十一年一月十六日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新C	新B	新A	旧A	旧新別
<p>三郷市大字小谷堀字古大場 川添七十五番一地先から 同市大字小谷堀字新大場川 添八十二番一地先まで</p>	<p>三郷市大字小谷堀字古大場 川添三十三番二地先から 同市大字小谷堀字新大場川 添九十五番三地先まで</p>	<p>同市大字小谷堀字新大場川 添九十四番一地先まで</p>	<p>三郷市大字小谷堀字古大場 川添三十三番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>二・六〇 二・六〇</p>	<p>八・〇〇 八・〇〇</p>	<p>十二・〇〇 十二・八〇</p>	<p>七・二〇 十二・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八一・九二</p>	<p>七六・三七</p>	<p>一〇六・一〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
				<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市菖蒲町新堀四三六番一 地先から同市菖蒲町新堀五一九番一 地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一一・九三〇 一一・九三〇 一一・九三〇</p>	<p>一〇・三四〇 一三・〇五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三四・九九</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>川越栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市菖蒲町新堀四三六番一地从先から 同市菖蒲町新堀五一九番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年一月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年一月二十二日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一三四・九九メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 川越栗橋線 久喜市菖蒲町新堀四三六番一地从先から同市菖蒲町新堀五一

九番一地从先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十一年一月二十三日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十一年一月十五日

指令越建セ第三〇〇〇一二二一号

二 検査済証番号

平成三十一年一月十七日

越建セ第四一五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字沖後千四百九十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブン・イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十一年一月八日

指令越建セ第三〇〇〇六一号

二 検査済証番号

平成三十一年一月十七日

越建セ第四一八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字八河内八百九十六番十一、八百九十六番十二、八百九十七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納八百九十六番地の二

田口 祐輝

雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成30年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	秩父石灰工業 株式会社 武甲工場	最上特選消石灰	AL				
		アグリ72	AL				
		顆粒消石灰	AL				
		特製消石灰	AL				
消石灰	岩水石灰工業 株式会社 埼玉工場	60.0 消石灰	AL				
副産石灰肥料	キューピータマゴ 株式会社 東京工場	50 副産石灰	AL				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。 ALーアルカリ分

正 誤

埼玉県告示第七百五十八号（平成二十七年六月三十日第二千七百九号）中訂正

ページ 表中 行

六 開設者 前から六

誤

株式会社 MARSコーポレーション

正

株式会社 NARSコーポレーション